

「児童手当」制度が変更になりました

令和6年10月以降から児童手当制度が次のとおり改正されました。



主な改正内容	所得制限の撤廃	令和6年12月の支給（10月分・11月分）から所得制限が撤廃されます。
	支給対象児童の拡充	対象が <u>高校生年代（18歳の年度末）</u> まで延長になります。
	第3子以降の支給額（多子加算）の拡充	第3子以降の支給月額が15,000円から <u>30,000円に増額</u> されます。
	第3子以降の子ども（多子加算）のカウント方法の変更	大学生年代（19歳～22歳の年度末）までの子どもをカウントして、第3子以降の多子加算を算定します。
	支払月の回数の拡充	これまで年3回だった手当の支払月が <u>年6回（4月・6月・8月・10月・12月・2月）</u> になります。（各前月までの2カ月分を支払い）変更後の初回支給は令和6年12月を予定しています。

◎今回の改正により新たに支給対象となる人や現在受給中の人で大学生年代の児童を多子カウントすることによって増額となる人は、申請手続きが必要となります。忘れずに手続きをお願いします。ご不明な点がありましたら担当までお問い合わせください。

☎ 保健福祉課 子育て支援係 ☎46-1402

「南三陸町東日本大震災記録誌」の販売について

東日本大震災の発災から本町のこれまでの歩みをまとめた「南三陸町東日本大震災記録誌」を11月から販売予定としています。ご希望の人は、企画課までお問い合わせください。

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371



1冊 5,000円（税込み）全400頁

宝くじの助成金で町営名足復興住宅集会所内に活動用備品を整備しました

宝くじの社会貢献事業として実施している令和6年度コミュニティ助成事業（一般コミュニティ助成事業）により、町営名足復興住宅集会所内に地区で活用する備品を整備しました。多世代にわたる地域住民の融和と親睦を深め、明るく安心な地域づくりが期待されます。

☎ 企画課 企画情報係 ☎46-1371



誰もが気軽にバスケットを！ ～3×3バスケットボールコート完成～

南三陸町総合体育館（仙台89ERSベイサイドアリーナ）周辺の新たな賑わいを創出するため、第2駐車場（旧役場仮設庁舎跡地）内に「3×3バスケットボールコート」を整備しました。この整備にあたっては、ナイナーズがつなぐ「地域」と「未来」というコンセプトのもと、バスケットゴールをきっかけに地域の輪を広げられるよう活動する「仙台89ERSバスケットゴールプロジェクト」との連携により整備したものです。



このコートは、予約不要です。
誰でも気軽に利用することができますので、ルールを守り、楽しくご利用ください。

☎ 教育委員会事務局 生涯学習係 ☎46-1341

町の事務事業に関する「困りごと」はありませんか？

町では、町の事務事業に関する「困りごと」を受け付け、早期に適切な措置を行う「おらほの相談窓口」を設置しています。町ホームページの専用フォームからも相談できますので、お気軽にご相談ください。

相談できる人

町の事務事業に関して相談のある、全ての人が対象となります。

相談できる内容

町の事務事業に関する、「相談」「苦情」「意見」などが対象となります。

相談の方法

「お名前」「ご住所」を明らかにして、次の方法で相談することができます。

電話	46-1371（直通）	郵送	〒986-0725 南三陸町志津川字沼田101番地 南三陸町 企画課 おらほの相談窓口 宛
電子メール	gyoukan@town.mina.misanriku.miyagi.jp	面談	事前に希望する日時などをお伝えください。
FAX	46-5348	ホームページ専用フォーム	「町ホームページ」「行政情報」の『おらほの相談窓口』からご相談ください。

相談をしたことや相談に関する調査に協力したことによって、不利益な取り扱いをされることはありません。なお、既に町としての対応方針が決定している事項や特定の課において対応を継続中の事項については、関係課への連絡にとどめる場合がありますので、あらかじめご了承ください。